

函館市小学校入学祝金支給事務取扱要領

1. 趣旨

この要領は、函館市小学校入学祝金支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく祝金の支給に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2. 支給対象者および対象児童

(1) 要綱第2条第2号および第3条第2号の市長が特に認める者は、配偶者からの暴力等を理由に避難している者（以下「DV被害者」という。）または施設入所児童のうち、次号または第3号の要件を満たす者とする。

(2) DV被害者の対応について

ア DV被害者が基準日までに市内に住民票を移している場合は、要綱第5条または第7条に定めるとおりDV被害者に支給するものとする。

イ DV被害者が基準日までに加害者と生計を別にしているが、市内での住民票の異動または市内への転入手続きをしていない場合は、DV被害者からの申出書（別記第1号様式）の提出によりDV被害者を支給対象とする。ただし、DV被害者が当該年度6月分の児童手当を本市から受給する場合に限る。

なお、申出の遅れにより祝金が加害者に支給された場合、要綱第10条に定めるとおり返還請求するものとする。

ウ DV被害者が基準日までに配偶者と生計を別にし、市内から市外に転出するも、市外に住民票を移していない場合は、DV被害者および加害者のいずれも、支給対象外とする。ただし、DV被害者が当該年度6月分の児童手当を受給する場合に限る。

なお、申出の遅れにより加害者に祝金が支給された場合、要綱第10条に定めるとおり返還請求するものとする。

エ 基準日の翌日以降にDV被害者となり、加害者と生計を別にした場合は、基準日の住民票に基づき、本市から当該年度6月分の児童手当を受給する者に要綱第5条または第7条に定めるとおり支給するものとする。

(3) 基準日に市内施設に入所中の児童への対応について

ア 保護者の住民票所在地が市内

(ア) 児童の住民票所在地が市内施設または市内に所在する保護者と同じ場合は、原則、児童名義の口座に振り込む。ただし、児童名義の口座がない場合は、入所施設の長名義の口座に振り込むものとする。

(イ) 児童の住民票が保護者と同じ住民票のまま施設に短期間入所している場合は、要綱第5条または第7条に定めるとおり支給するものとする。

イ 保護者の住民票所在地が市外

(ア) 児童の住民票所在地が市内施設または市外に所在する保護者と同じ場合は、原則、児童名義の口座に振り込む。ただし、児童名義の口座がない場合は、入所施設の長名義の口座に振り込むものとする。

(イ) 保護者と住民票所在地を同一にし、施設に短期間入所している児童は、支給対象外とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

函館市長様

年度小学校入学祝金の支給申請に際し、代理申請があつたとしても代理申請者に対し
支給しないことを求めます。

年 月 日

(フリガナ)		生年月日	申出者および対象児童が 現在居住している住所(未届)
氏名			
申出者		年 月 日	
		年 月 日	電話 ()
対象児童		年 月 日	年5月1日に申出者および対象児童の 住民票に記載されている住所
		年 月 日	
配偶者からの暴力を理由に避難していることに 関連して受けている措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	
基準日翌月分の児童手当の受給者		1. 申立者 2. 配偶者 3. その他	
配偶者と生計を別にした日		1. 年5月1日以前	2. 年5月2日以降

※函館市記入欄

受付日	該当する事例	確認書類の 提出があつた日	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の 支援措置		

- 申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。

① 年5月1日以前に避難し、配偶者と生計を別にされたが、諸事情により 年5月1日までに現在居住している函館市へ住民票を移すことができなかつた方

② 年5月2日以降に避難し、配偶者と生計を別にされた方

- 現在居住している住所（未届）及び電話番号については、住民票に記載されている市区町村へはお知らせしません。

- 太枠内を記入してください。

- 年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。（例：「令和6年6月10日」）

- 対象児童の欄には、基準日時点での住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている対象児童について記入してください。

- 「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1または2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください（1については、裁判所の保護命令決定書の謄本または正本、2については、婦人相談所または配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書）。

また、当該対象児童に係る書類も合わせて添付してください（裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本または正本、婦人相談所または配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません）。

3を選択した場合は、小学校入学祝金担当窓口から住民基本台帳担当窓口に該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。

- 「基準日翌月分の児童手当の受給者」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1を選択し、函館市から児童手当を受給する場合は、小学校入学祝金担当窓口から児童手当担当窓口に該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありませんが、各所属庁から児童手当が支給される公務員については、受給することが確認できる書類を提出してください。

2または3を選択した場合、支給対象外となります。

- 「配偶者と生計を別にした日」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1を選択した場合は、年5月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる資料を添付してください（施設等入所の方は、婦人相談所が発行する一時保護証明書等または配偶者からの暴力を理由に避難している者の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書、それ以外の方はご自身名義の公共料金の納付証明書等。保険証の写し等で確認できる場合は、別途これらを添付する必要はありません。）。

2を選択した場合は、特段書類は必要ありません。

- 下記のいずれかが確認できる保険証の写し（対象児童を含む。）を添付してください。

・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること

・健康保険、船員保険、国家公務員共済、地方公務員等共済等について、配偶者の被扶養者となっていないこと